

琉球大学学術リポジトリ

外資系企業等の取扱い（対内調整)(1)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-31 キーワード (Ja): 在沖縄米系企業 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43429

新學風語部

1/16

Shirley

女臣

0 高印 2

王

寺大 1

22-271

各SS V33

132L V32

0 次 W

T14 04 3

B
E
C

43420

12T 2

我

外務省
12月16日
12月17日
12月18日
12月19日
12月20日
12月21日
12月22日
12月23日
12月24日
12月25日
12月26日
12月27日
12月28日
12月29日
12月30日
12月31日

第7回外資幹事会記録
(沖縄における外資問題の取扱)

1. 14. 米北 - (佐藤)

沖縄における外資問題の取扱については、第7回外資幹事会の議事要旨に通り。

当省出席者 (国機: 2) 佐藤 (条規) 鈴木 (米北) 佐藤 有地

1. 沖縄における外資問題の取扱方針 (沖縄問題担当官会議に提示すべき外資幹事会の意見)

(1) 大蔵省伊勢谷外資課長より、(イ) 総理府主催の沖縄問題担当官会議産業経済部会

(1月16日に開催予定) に対し、外資幹事会より提出すべき沖縄の外資問題の取扱については、

同幹事会の意見の案として、別添1の「沖縄に

おける外資問題については、及び(ロ) 沖縄の外資系企業の外資法上の取扱いは、方針に通り

外資幹事会のケースをまとめたものと、別添2の「沖縄の外資系企業に適用する外資法

上の取扱方針(案)の提示は、その基礎として議論の行方として、その結果(イ)については、

別添1書き込みの通り、修正を加えた上で、総理府に提出することをし、また、(ロ)については、

(1) その内容については、外資幹事会の結論は、出ていること、別添1書き込みの通り、外資幹事会として、(イ)の書き込み

当面検討し、その案は別添1の通り、その行方参考として、その参考として、(イ)とともに

参考として、(イ)の外資幹事会として、その内容につき、更に今後検討を加える(注: 但し、下記)

の通り、沖繩の外資問題に自前の外資特事令は
今後、法令体系とあることになったので、事実上審議

は行方不明。これと、その間、本件内容は
厳格とし、国会の質疑等はあつた。本問題、
自前の政府方針と異なる場合にも、
右と政府方針と異なる形で使用することにした
ことは電合した。

(2) 上記結論に到達するまでの間、上記(1)の
取扱方針(案)の取扱及びその内容につき

大蔵、通産、外務三省の共同の意向を中核とし、
議論の行方不明。その方針論は次の通り。

冒頭大蔵省戸塚参事官より伊勢谷博長に対し、
取扱方針(案)の才一項と未定の「その問題

の解決した」もあつた。これは外資法上の法的
地位に固有の処分を伴ふものがあることを表現

の意味を置いたと、伊勢谷博長より、右表現は
正確な事案に、日本の外資政策に近づく

企業) 五国は、一方は、直ちに、外資法上
の地位を与ふこととせよ、一方は、外資法

等も認めよ。一方、地方、~~地方~~ 二十の企業に
日本の外資政策に近づくことと理由は、

正確には、沖繩から移出する事と、
「之を」の旨を説明した。その結果、

戸塚参事官より、その意味は「留保」を行ふ
ことは、愛知外務大臣の事例に於ける通り

米田企業に「sympathetically consider」
という事例の安否に於

るものではないかと置いたと、伊勢谷
博長より、この意味は「sympathetically consider」

・解釈に由連し問題あり。一応、~~外務省~~
日本の外貨政策の「従わす」の由、直らに

係出さずは「従わす」外貨法上の地位は
認めらるべきこと（中略に在り）とす。是は
日本の外貨政策の「従わす」の由

「^{に就}ては」
「^{に就}ては」^{sympathetically consider}と行ふ
ことと云ふは「従わす」と述べて。この由に

「^{に就}ては」^{sympathetically consider}と行ふ
ことと云ふは「従わす」と述べて。この由に

「^{に就}ては」^{sympathetically consider}と行ふ
ことと云ふは「従わす」と述べて。この由に

「^{に就}ては」^{sympathetically consider}と行ふ
ことと云ふは「従わす」と述べて。この由に

「^{に就}ては」^{sympathetically consider}と行ふ
ことと云ふは「従わす」と述べて。この由に

→ 証文あり。中略に在り。是は出さずは
認めらるべきこと。事件「取扱」方針（案）は不要と考へ
たること。及、(12) 係りに「従わす」外貨法上の
地位の整理とす。事件「取扱」方針（案）

「^{に就}ては」^{sympathetically consider}と行ふ
ことと云ふは「従わす」と述べて。この由に

「^{に就}ては」^{sympathetically consider}と行ふ
ことと云ふは「従わす」と述べて。この由に

「^{に就}ては」^{sympathetically consider}と行ふ
ことと云ふは「従わす」と述べて。この由に

「^{に就}ては」^{sympathetically consider}と行ふ
ことと云ふは「従わす」と述べて。この由に

「^{に就}ては」^{sympathetically consider}と行ふ
ことと云ふは「従わす」と述べて。この由に

「^{に就}ては」^{sympathetically consider}と行ふ
ことと云ふは「従わす」と述べて。この由に

「^{に就}ては」^{sympathetically consider}と行ふ
ことと云ふは「従わす」と述べて。この由に

との協議も通商社に説明してあった。

2. 対米資料要求

(1) 伊勢各課長より、沖縄における外資系企業の実態を把握するため、外務省より、米例に於ける書による資料要求を行なうことと説明し、

~~轉~~出席者の対応を待た。この際、伊勢各課長より、外資執事会として、米国及び才三國双方の

企業に於ける資料の必要とあり、外務省の判断を経、とり返す。米国企業に於ける資料

を求め、才三國企業に於ける資料の要求も必要とあり、説明し、この点も併せて了解

を待た。よから、関連して、通産省より、外務省書簡、

轉付^{方へ}資料^{の集}調査項目表(別紙3)の提示

よから、このことについて、今回の執事会に立入った議論は行なわば、各省の持ち帰った後、意見

を返す。通産省の外資課に提出することとした。(今後の手続として、通産省とやりとりを要する)

沖縄問題担当官会合に於ける最終的決定は、

(2) 会合後、佐藤外相、特選局官房調査官(才三十一と出席)に於ける、12日の大蔵通産両省

との打ち合わせの趣旨を説明し、調査項目表の作成に付、その趣旨を説明し、外務省として、

16日の沖縄問題担当官会合終了後、待た、カハ^{取り戻す}7-7-69-の米例に提出することとした。又、16日の会合では、69-米例より、口頭で説明する

こととあり、官房調査官は、特選局と説明し、米例の方針を差し支えないと説明した。

11.

3. 外資特事会の分派の方針

全道経済委員、伊勢谷洋委、外資特

事会として、別条の取組に仲居問題担当

全道経済委員と委員 ~~委員~~ 中絶に付添った

問題に付いて当面の手配は済んだと考へ

らせるので、~~委員~~ 休会とある旨述べて、一同の
了解を得た。

同日に付た。

極秘

別添

沖縄における外資問題について

45.1.14

外資幹事会

沖縄施政権の返還に伴う外資法上の取扱いについては今後とも外資幹事会において検討が続けら

れることとなっているが、取り敢えず昭和44年1月14日付の「沖縄の外資系企業に関する外資法上の取扱い方

(案)」に於いて、幹事会における当面の合意が得られてい

る。上記取扱い方針(案)に即し、昭和44年11月21日までの実態に関する資料を整備する一方、昭和44年11月22

日以後における事実上の調整等所要の手段を進めるため外資幹事会としては、差し当り下記の措置がとられる

ことが望ましいと考える。

記

一 沖縄における外資系企業の実態を把握するため

なお外資幹事会として当面検討して
いる資料は別添に添付してあります。

め、米政府に対し所要の資料の提出を求める。

二 昭和44年11月22日以降、琉球政府に提出され

る申請(修正申請及び更新申請を含む。)の取扱いについて、次の措置 ~~を可能とするよう所要の申請料~~
とるべき。

~~等を行なう。~~

1 日本政府は琉球政府に申請書の写の送付 ~~に提出せしめ~~

を受け、問題があると判断した場合には、琉球政府に対し意見を述べ、琉球政府がこれと同様の

の措置をとるような連絡体制を確立する。

2 布令11号に基づき米民政府の認可権を ~~発動~~

しない旨の日米間の合意を成立させる。

2. 申請条件の処理に当たり、日本政府の
意見を反映せしめようの方途を講ずる

極秘

第2

沖縄の外資系企業に関する外資法上の取
扱方針(案)

45. 1. 14
外資幹事会

一 既に44年11月21日までに沖縄に進出している外資系
企業については、「本土において同種の外資系企業に

対し規制されている措置と同様の状態で外資法上の
法的地位を認める。」という原則で臨むこととする。

1 昭和44年11月21日までに沖縄に進出している外
資系企業の実態を把握するため米政府に対し資料

の提出を求めるものとする。

2 44年11月22日以後できるだけ速かに各所管省が

各業法に基づく許認可方針あるいは当該省の政策
方針を反映せしめるように努め、本土における同業

種の外資系企業に対する政策と齟齬を来たさぬよう
に措置するものとし、なお由題点が解消しないも

のについては外資法上の法的地位に関する処
分を留保するものとする。

二 44年11月22日以後、沖縄に進出しようとする外資系
企業(既進出のものの中業変更等の修正及び免許期

間の更新をしようとするものを含む。)については返
還時までの間、次により調整措置を講ずるものと

する。

1 琉球政府から、これら企業からの申請書の写の
送付を受け、問題があると判断した場合には

琉球政府に対し意見を述べ、琉球政府が
これと同様の措置をとるような連絡体制を

確立する。

2 布令11号に基づく米民政府の認可権を発
動しない旨の日米間の合意を成立させる。

三 技術援助契約、貸付金債権、支店及び不動産
並びに外国為替管理がない等のため、事実上、進出

した結果となっている外資系企業等についても返還

時において、実情に応じ上記の趣旨に即ち、それ
それ適宜処理するものとする。